明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（**文化庁**二八～三一）　一
○農薬を登録した件（**農林水産**九五二）　三
○農薬を再登録した件（**同**九五三）　三
○農薬の登録が失効した件（**同**九五四）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、弁理士登録、住宅型式性能認定、入札、厚生年金基金変更関係　七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表関係　七
会社その他
会社決算公告　八〇

告示

○文化庁告示第二十八号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十二年五月二十八日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十二年六月二十一日

文化庁長官　玉井日出夫

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　いわしのひらき　不明　一〇、七一〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都品川区西五反田二丁目十一番地八号　株式会社学研教育出版（代表取締役社長　矢崎悦男）

三　利用方法　月刊誌「こどもと」（七月号）において複製し、公衆に譲渡する。

○文化庁告示第二十九号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十二年五月二十八日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十二年六月二十一日

文化庁長官　玉井日出夫

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都新宿区横寺町五五　株式会社旺文社（代表取締役　赤尾文夫）

三　利用方法　貴社が受験用参考書（「二〇一一年受験用　全国高校入試問題正解　英語」、「二〇一一年受験用　全国大学入試問題正解　英語　国公立大学編」、「二〇一一年受験用　全国大学入試問題正解　英語　私立大学編」）において複製し、公衆に譲渡する。

四　補償金の総額　三一七、二一六円